

日本語の条件文について

—「たら」「ば」「なら」「と」をめぐって—(1)

尾野治彦

目 次

0. 序

1. 「たら」と「ば」について(1)
2. 「たら」と「ば」について(2) (以下次号)
3. 「なら」について
4. 「と」について

0. 日本語の条件文は、「たら」「ば」「なら」「と」と四つの形が可能であり、これらの使い分けがはっきりしている場合もあれば、ほとんど違ひがないと思われる場合もある。この四つの形がそれぞれどのような意味・働きを持っているかについては、宮島(1964)をはじめとして、久野(1973), 永野(1975), J.Hinds & W.Tawa(1976), N.McGloin(1977), 森田(1980), 井上(1983), Murayama(1985)(1990)等、多くの指摘があり、中でも森田の論考はすぐれたものである。またこれらにおける言語事実の指摘は大方は正しいものと思われるが、その一方で、なぜそのような言語事実が存在するのかという問題をも含めて、まだもって説明しつくされていない言語事実も依然として存在し、拙稿において更なる接近を試みてみたい。

以下、まず§1では、「 S_1 タラ S_2 」、「 S_1 バ S_2 」構文の S_1 が主に動作動

詞の場合を中心に論じ, § 2 では, この構文の S_1 が状態動詞の場合, 及び S_2 が命令や依頼を表わす場合等について考察する。§ 3 ではナラについて論じ, § 4 ではトについて論じるが, まとめとして, タラ・バ・トの比較についても考察をくわえることにしたい。

1. 以下, §1.1. で問題提起をし, §1.2. では, Murayama(1985, 1990) の分析を検討する。§1.3. では, タラ・バについての本稿の立場を明らかにし, §1.4. で具体例を検討することにする。

1.1. 久野(1973)では, 「ば」については触れられてはいないが, 「 S_1 タラ S_2 」については, 『 S_1 が完了してから S_2 が起こることを表わす(久野, 1973: 113)』と述べられている。

これは確かに「タラ」構文の重要な特徴づけではあるが, この条件を満たしていれば, 「タラ」構文がすべて自然な容認可能な文となるわけではない。タラ・バ共にこの条件を満たしている場合であっても, なおかつこの場合タラとバの使い分けが存在するということは, この制約がタラの必要条件にすぎないことを示している。「タラ」構文について, 本稿で問題とするのは, あくまでこの制約以外の「タラ」構文の特徴づけである。このことをふまえた上で, 以下, タラとバについてみていくことにする。

タラ・バには, はっきりした使い分けが存在する場合とどちらを使うかは微妙になる場合がある。はっきりした使い分けが存在する場合としては次のようなケースが考えられる。

まず過去のできごとを表わすにはタラしか使えない。

(1) きのう, 本屋に { *行 け ば } 先生に会った。

逆にことわざのような抽象命題についてはバしか使えない。

(2) 風が { *吹いたら } 桶屋がもうかる。

また、バは習慣の意味を表わせるのに対し、タラは個別的な意味しか表わせない。

(3) 春が { 来たら } 花が咲く。

「春が来たら」は今度の春が「来タラ」という個別的な事象であるが、「春が来れば」は一般的な事象を表わす。

更に、命令や依頼を表わす文は、バのあとに続くことができない。

(4) 先生に { *会ったら } よろしくお伝え下さい。

少なくともこのことから、タラ・バには全く別個の固有の意味・働きがあるということができよう。

一方、使い分けが微妙になるのは次の(5)(6)のようないわゆる未来の仮定を表わす場合である。⁽¹⁾

a. 彼が来たら、話します。

(I shall tell him if he comes.)

b. もしあす雨が降ったら、私たちはピクニックに行きません。

(If it rains tomorrow, we won't go on a picnic.)

c. 君の結婚のことを聞いたら、彼はびっくりするだろう。

(If he heard of your marriage, he would be surprised.)

d. だれかが私をゆすったら、私は警察に知らせるでしょう。

(If someone tried to blackmail me, I would tell the police.)

e. もし夜中に私の部屋にどろぼうが入ってきたら、私は叫び声をあげるでしょう。

(If a burglar came into my room at night, I'd scream.)

a. タクシーで行けば間に合うでしょう。

(If you go by taxi, you will be in time.)

- (6) b. もう一度やれば、成功するでしょう。
 (If you tried again, you would succeed.)
- c. 髪の毛を青く染めればみんなが私を見て笑うだろう。
 (If I dyed my hair blue, everyone would laugh at me.)
- d. もし霧がさらに濃くなれば飛行機はコースを変更するだろう。
 (If the fog gets thicker, the plane may be diverted.)
- e. もし土曜日までに返してくれれば、喜んでその本をお貸します。
 (So long as you return the book by Saturday, I will lend it
 to you with pleasure.)

これらはタラでもバでもどちらでも可能のようにも思えるが、(5)においてはタラのほうが、(6)においてはバのほうがより自然であり、そこにはタラとバの何らかの使い分けの原理が働いていると思われる。ちなみに英語では、(5)(6)の文は、それぞれ直説法の条件文、仮定法過去のいずれの形も用いられ、タラ・バに相当する英語の文法形式、あるいは語いは存在しないといえる。

1.2. それではタラとバの使い分けの原理とはどのようなものであろうか。これについては、Murayama (1985, 1990) がはっきりと定義づけているので、以下その説を検討することから論を進めることにする。まず次の例をみてみよう。

- (7) あぶない。 { *おとしたら } こわれるよ。
- (8) やめなさい。そんなことを { *すれば } お父さんにしかられますよ。
- (9) そんなものを { *食べたら } 病気になりますよ。

Murayamaは、これらの例におけるタラとバの容認性の違いを、タラにおける，“The realization of S_1 is presupposed: S_1 can express a condition which is likely or sure to exist, or actually exists. (Murayama:1985,122)”という制約、バにおける，“When ba indicates a particular case, S_1 cannot express a condition which is likely or certain to exist, or actually exists.(Murayama:1985,130)”という制約から説明している。すなわち(7)(8)(9)のようなさし迫った状況を表わすコンテストにおいては、相手が「ものを落とす」「そんなことをする」といった S_1 で示されている状況が発話の現場において半ば存在しているので、タラは使えるが、バはそのような状況を表しえないため使えないとしている。

一方、次のような勧誘を表わす文でバが可能となるのは、 S_1 で示される状況が中立的で、先のバの制約に違反しないからだとしている。

- (10) タクシーで { 行つたら } 間に合うでしょう。
- (11) カゼならこの薬を { 飲んだら } 直りますよ。
- (12) この本を 1 冊をマスター { したら } 合格できますよ。

Murayamaのこの説明で問題であると思われるのは、(10)(11)(12)においてはタラも可能であるという事実である。これについては、Murayamaはタラを使用したときは、 S_1 の実現する可能性のみを考慮し、 S_1 の実現しない可能性については考慮していないとして次のように述べている。“Of course *to* and *tara* can also be used in [(10)]. They do not imply the opposite case. The speaker recommends doing that action without thinking of the case in which the addressee will not do it.(Murayama, 1990:511)”

しかしこの説明はおかしなものであるといわざるをえない。Murayamaの説明に従えば(7)(8)(9)の状況と(10)(11)(12)の状況はあきらかに異

なった相入れないものであって、それが(7)(8)(9)と(10)(11)(12)のバの使い分けの違いとなつたはずである。しかし、タラについては、(7)(8)(9)のみならず、(10)(11)(12)においても使用できるということは、(7)(8)(9)のような例文のみによるタラの特徴づけが不十分であり、タラの眞の特徴をとらえたものではないことを予想させる。

事実、Murayamaの分析とは逆のパターンを示す例も容易に見い出せる。まず次のような例がある。

(13) あと2メートル { *登ったら
 登れば } 頂上だ。

(14) あと1ページ { *読んだら
 読めば } やっと原書を1冊読了だ。

このような例においては、「あと2メートル登ること」「あと1ページ読むこと」は、現に生じつつあるほぼ実現が確実なことであって、Murayamaの分析に従えばタラのほうがふさわしいはずであるが事実は逆である。更にこの場合、なぜ、(10)(11)(12)のように、タラを用いた、S₁が実現した場合を考慮に入れた言い方が容認されないのかという疑問が残る。

次の例もMurayamaの分析では説明できない。

(15) 巨人が { *優勝したら
 優勝すれば } 坊主になってみせます。

(16) あいつが北大に { *合格したら
 合格すれば } 大通公園をはしからはしまで逆立ちして歩いてみせるよ。

これらは、話者がS₁が実現しないことを発話時において確信している発言であって、実現性については、(7)(8)(9)とは全く逆の予想を話者はもつてのことになり、タラは使用できないはずであるが、事実はタラしか用いられない。

更に次のような例についても、Murayamaの分析では、タラとバの使い分けを説明できないと思われる。

(17) { *行ったら } わかるよ。
 行けば

(18) { *行ったら } 驚くよ。
 行けば

ここにおいては、「 S_1 の実現性」ではなく、「 S_2 の「わかる」「驚く」の違いが、タラとバの使い分けを引き起こしていることは明らかである。

このように、Murayamaの分析は、タラのみならず、バについてもその使い方については、ほとんど一般性を欠いているといわざるをえず、更に、なぜタラが個別的な事態しか表わしえないのであるのか、またなぜバのあとに、命令文・依頼文が続かないのかといった、タラ・バの本質的な事柄にかかわる問題についても何ら答えてくれるものではないといわざるをえない。

1.3. それでは、このタラ・バの基本的意味・用法とはどのようなものであろうか。本稿では次のように考えたい。

まず「 S_1 タラ S_2 」についてであるが、タラを「事柄に対する話し手の確認判断を表わす（時枝、1978：169）」助動詞「タ」の仮定形としてとらえ、この‘確認判断’は発話時であるところからこのタには、発話時における話者の立場が反映されていると考えたい。そしていわゆる動作動詞の場合における確認の仮定とは、話し手の現在から見た過去であれ、未来であれ、現実世界においての S_1 の動作が生じた時を表わし、 S_2 はその時点において生じた事態を表わす。すなわち「 S_1 タラ」は S_2 の生じる時の指定をするということで、先の久野の「 S_1 が完了してから S_2 が起こることを表わす」という制約は、まさにこのことの必然的帰結に他ならないといえる。例えば次の(19)(20)においては、「 S_1 タラ」と S_2 の時間的前後

関係に矛盾が生じ非文となっている。一方バにはこのような制約はない。

(19) 土曜日までに { ?返してくれたら } 喜んでその本をお貸しします。

(20) 9時までに { *もどったら } 外出してもよろしい。

このように考えることによって、「 S_1 タラ S_2 」構文が個別的な事象しか表わしえず、先の(2)(3)のような、抽象的・一般的な命題を表わしえないことの説明がつくと思われる。なぜなら個別的とは、発話時を基準とした時間的存在としてとらえられるということであるのに対し、一般的・抽象的とはそれが成立する時の指定がありえないものだからである。

よって、「 S_1 タラ」それ自体は、 S_1 の実現性については話者は何らふれていかない、いうならば、条件という形をかりた單なる時の指定をしているにすぎず、よってこの構文の焦点は、「 S_1 タラ」の時点において何が生じるのかという S_2 で生じる事態の一方的な提示にあるということができると思われる。

これに対し、「 S_1 バ S_2 」構文は、 S_1 の実現を仮定した上で、 S_2 で話者の判断・推論・決意等を述べるといった、話者の責任において、 S_1 と S_2 の因果関係を主張した文ということができると思われる。よってこの構文が先の(1)のような過去の事実を表わしえないのは、 S_2 がそもそも客観的な事実の陳述を表わしえないためということになる。

またバは歴史的にはハの強調形とされているが、ハ本来のもつ「とりたて」の機能が、バにも備わっていると考えられる。「とりたて」とは、いくつかの選択の可能性のあるものの中から、特にあるものをとりたてるということであり、当然そこに、他との対比強調といった意味あいがでてくる。また、「 S_1 バ S_2 」構文においては、 S_2 の事態は、あくまで、

とりたての対象となる S_1 の実現いかんによるというところから、この構文の焦点は、とりたてられた S_1 の命題そのものにあるということができるとと思われる。

よって、タラ構文とバ構文とでは、 S_1 と S_2 は少なくとも情報の焦点という観点からは全く逆になっているということになる。すなわち、タラ構文においては、 S_2 の事態の提示に、バ構文においては、 S_1 の命題のとりたてにそれぞれ焦点があるのである。

1.4. タラ・バの本質をこのようにとらえることによって、未来の仮定を表わす例については、Murayama とは別個の観点からの説明が可能になると思われる。タラ・バの使い分けとは、タラ・バどちらの特質があることを伝えるのにふさわしいかということであるが、具体的な用法については、 S_1 が意志によってコントロール可能な動作か否か、 S_2 が意志・意図を表わすのかあるいは予想や推論を表わすのかといったような観点からいくつかの下位分類が可能になると思われる。以下§1.4.1ではバについて、§1.4.2ではタラについて、それぞれを便宜的に三つの主要な用法にわけてみていくことにする。§1.4.3はまとめである。

1.4.1.1. まず次の例をみてみよう。

(21) A : 田中君、東大受験したんですって。

B : まあ、合格すればいいけどね。

確かにこのような場合においては、B は田中君が合格するかどうかには確信をもっていない。このことから、Hinds&Tawa(1976:8) は次の制約をもうけた。

(22) In-eba conditional sentences, an unmentioned opposite alternative is implied in S_1 .

Murayama はこの考え方を受け継ぎ、先に述べた“ S_1 cannot express a

condition which is likely to exist.”という制約をもうけることによつて、次のような文を排除した。

(23) 夏に { なつたら } 軽井沢に行きます。

(24) 太陽が { 沈んだら } 帰ります。

(25) 卒業 { したら } 郷里に帰ります。

つまり、「夏になること」「太陽が沈むこと」といったことは、その実現が100%確定していることであつて、逆の可能性は考えられず、バは使用できないとしている。

もっとも、Murayamaもこのことが成り立つのは、個別的なバの用法のみであつて、次のような一般的なバについては、この一般化は適用されないとしている。

(26) 春になればあたたかくなる。

(27) 年をとれば体が弱ってくる。

しかし、この違いが、「個別的なバ」と「一般的なバ」の違いによるとすることは単なる言語事実の記述にすぎず、ここで求められるのは、そのような違いがなぜ生じるのかという説明である。

そもそも、個別的と一般的の区別はそれほどはっきりしたものとも思えないが、次のような例は、個別的なものでありながら、S₁が実現することが確定している例と考えられ、Murayamaの一般化に対する反例となる。

(28) 夏になればきっと彼から便りがあるはずです。

(29) 太陽が沈めば、涼しくなりますよ。

(30) 列車は、いま、米原を通過したところである。「連休の最終日だからね。名古屋に着けば、降りる人もいるだろうから、空いた席を見つけてあげるよ」 (和久峻三「新幹線多重衝突セヨ」)

- (31) 「明日の朝になれば、子供たちに会えますわ…そうなさったら？
これから、東京までお帰りになるのも、たいへんでしょうしね」
(「新幹線多重衝突セヨ」)

「名古屋につく」「明日の朝になる」といったことは実現が確定していることであるが、これらの文は容認可能である。

では、(23)-(25)と(28)-(31)の文法性の違いはどこから生じるのかといえば、前者においては、実現が確定している S_1 に対して、その実現を疑っているといったニュアンスが生じて非文になっているのに対し、後者にはそのようなニュアンスは感じられないということである。逆に後者においては、(30)を例にとると、「東京まで立ち通しということではなく名古屋までがまんすれば」といった、 S_1 の他との対比的なとりたてのニュアンスが(5)感じられるのに対し、前者ではそれが感じられないといえる。

このような違いがなぜ生じるのかということについては、次のようなことが考えられると思われる。すなわち、後者においては、 S_2 を S_1 からの推論・理屈として述べ、よって「 S_1 バ S_2 」は全体として一つの命題の真偽値をもつことになり、 S_1 それ自体の命題の真偽性は何ら問題となりえない。それに対し、前者における行動予定の決意といった S_2 は、そもそも推論、理屈として述べることは不自然であって、 S_2 はそれのみで自立した命題であると考えられ、従って、 S_1 のほうも自立した命題であることが求められることになり、必然的に、自立した命題がもちうるその命題の真偽が問われるということになると思われる。(23)-(25)のバの非文の理由はそのためと考えられる。(26)(27)のような「一般的なバ」が容認されるのは、これらが「 S_1 バ S_2 」全体として、一つの命題を述べるものであるからにすぎない。

ここで次の仮説を提案することにする。

- (32) 「 S_1 バ S_2 」構文において、 S_2 が行動予定といった、発話時における話者の意志・決意を表わすときは、 S_1 の命題の真偽性が問題

となる。

もっとも、この場合においても、 S_1 とnot- S_1 の二つがとりたての対象となっていると考えられ、とりたての対象が限定されているとはいえ、バのとりたての働きという点では同じと考えられる。つまり、とりたてには、いくつかの中からあるものを選ぶタイプと、 S_1 かnot- S_1 かの中から選ぶタイプの二種類あるということになる。

よって、 S_2 が発話時における話者の決意を表わすときは、 S_1 の命題の真偽が問われることになり、その命題内容は真偽を問うに値するものでなければならぬということになる。次はこの条件を満たしている例である。

(33) a. 明日 { 晴れたら } 遊園地に行きます。

b. 明日 { 雨が降ったら } 家にいます。

(34) a. 君が { ?歌ったら } 僕も歌うよ。

b. 君が { ?帰ったら } 僕も帰るよ。

(33)においては、タラにおきかえても容認可能ではあるが、バが発話時に「晴れるのか晴れないのか」「雨が降るのか降らないのか」を問題にしているのに対し、タラにおいては、晴れた時、あるいは雨が降った時の行動予定を、あたかも決定済みのこととして述べているといったニュアンスがでてくるように思われる。

(34)では、タラはやや不自然であると思われるが、これは、発話時において、相手に S_1 の行動を起こさせるための発言であって、するかしないかの相手の意志がまさに問題になっているためである。

1.4.1.2. ここでは先の(10)(11)(12)のようないわゆる“勧誘のバ”について考察したい。

(35)(=10) タクシーで $\{\text{行ったら}\}$ 間に合うでしょう。

(36)(=11) カゼならこの薬を $\{\text{飲んだら}\}$ 直りますよ。

(37)(=12) この本を1冊マスター $\{\text{したら}\}$ 合格できますよ。

このような勧誘を表すコンテクストでバが用いられることについては次のように考えられる。一般に勧誘というものは、望まれる S_2 の事態をえるにはどうしたらよいかという問に対し、いくつかの可能な選択肢の中から S_1 をとりたて、 S_1 をすればよいと、 S_1 と S_2 の因果関係を話者の責任において示すことがあるといえる。いきおい「時間に間に合いたい」「カゼを直したい」といった S_2 の内容は、話し手と聞き手の共通了解事項とみなされることが多く、焦点はそれに対して解答を与える S_1 にあるということになる。またこれらはタラでも可能ではあるが、バのもつ他との対比的なニュアンスがなくなり、かつ焦点が S_2 の結果のほうにいってしまうために、 S_1 の行為を勧めるいい方としては、ストレートではあるが心持ちそっけない響きがでてくるように思われる。

次も勧誘のバと考えられる。

(38)(=17) $\{\text{*行ったら}\}$ わかるよ。

(39) $\{\text{*話したら}\}$ わかるよ。

(40) $\{\text{*やったら}\}$ できるよ。

もっともこの場合は、タラの容認性が(35)(36)(37)に比べるとかなり劣ると思われるが、これはこの構文が S_1 の行為をすることは即 S_2 であるという、もっぱら S_1 のとりたてに焦点をおく構文であるために、 S_1 の実現の結

果としての S_2 の事態はあまりに明白すぎ、そこに焦点をおくことはふさわしくないためと思われる。

次の例は、聞き手に対する勧誘ではないが、望ましい S_2 の事態をえるための S_1 の行為のとりたてという点では勧誘の一種と考えられる。いずれも S_2 の結果を得るためにはどうしたらよいかという問に対する解答を S_1 で与えているという解釈が可能である。

- (41) あれくらい勉強すれば、自分も一番になれるだろう。
- (42) ときどき試験をすれば、学生たちも勉強するだろう。
- (43) 前方に森が見えた。そのなかへ突っ込めば、もはや、四輪車は追いつけないだろうと彼は考え、必死になってスピードをあげるが、タクシーとの距離は、ぐんぐん縮まってくる。

(「新幹線多重衝突セヨ」)

- (44) しかし、根気よくつづければ、必ず、一つや二つの過去の出来事を思い出してくれるに違いないと彼は信じていた。

(和久峻三「東京インフェルノ」)

確かにこれまで述べてきた例については、McGloin(1977:183)のいうように、パ構文は述べられている situation に対して positive であるということがなりたつようにも思えるが、次の例はこれとは逆に、むしろ警告を表わす文とみなされるものである。

- (45) 「あたりまえよ。あなたに話せば、秘密がもれる恐れがあるしね」

(「新幹線多重衝突セヨ」)

- (46) 「…これは愛とはちがう。愛のない結婚をすれば、いつかきっと破綻が来るだろうし、それに私は、まだそんな齢でもないって…」

(夏樹静子「Mの悲劇」)

- (47) 約束を守らなければ報復する。

- (48) 「1億円の受け渡し方法は、おって指示する。もし、要求に応じなければ、エレベータ内に閉じ込められている乗客たちの生命は

ないと思え。」 (和久峻三「死のハイテクビル・パニック」)

(45)(46)は自己に対する、(47)(48)は聞き手に対する警告であるが、これらにおいては、 S_1 のすることとしないことを対比し、もし S_1 の行為を行えば S_2 という望ましくない事態が生じると自問自答するあるいは相手に伝えることによって、 S_1 の行為をすることをふみとどまらせているといえる。

S_1 が意志でコントロールできる事柄を表わし、 S_2 が望ましい事態を表わすときは、 S_1 の行為を勧める勧誘の文になり、 S_2 が望ましくない事態を表わすときは S_1 の行動をひきとめる警告の文になるのであるが、これらは共に‘行動の指針を与える’という点では共通しているといえよう。

もっとも、警告を表す「 S_1 バ S_2 」構文には、 S_1 が意志によってコントロール可能な動作を表わさないものもある。

(49) 「…今回のサミットの日程を決めるのに十ヵ月を要しているんですよ。もし、東京サミットが中止になれば、また、十ヵ月先まで延びるかもしれません。」 (「東京インフェルノ」)

(50) ニクソン氏は、もしエリツィン・ロシア大統領の改革路線が失敗すれば、昨年来の平和革命による成果はすべて失われると警告。

(北海道新聞1992.3.11)

(51) 利上げを含めて今後の金融政策の対応を誤まれば、景気が回復したころには経済がゆがんだ形になっている恐れもある。

(北海道新聞1992.4.1)

S_1 のとりたてという点では、勧誘のバも警告のバも同じであると考えられるが、勧誘のバでは、可能ないくつかの選択肢の中からあるものを取りたてているといったニュアンスがあるのに対し、警告のバは、とりたての対象が、 S_1 かnot- S_1 かであるという点が異なっていると思われる。これは、‘バ警告文’というものが、発話の場において、半ば存在している、 S_1 をするかしないか、 S_1 が実現するかしないかといった S_1 の実

現性を問題にしているためである。

これら'バ警告文'はタラでも可能ではあると思われるが, タラにすると焦点が S_2 の事態の提示になってしまい, 発話時に S_1 の実現性を問題にしているニュアンスはなくなってしまう。

1.4.1.3. さてこれまで, S_2 が意志・決意を表わす場合, あるいは勧誘・警告のバについて述べてきたが, ここではまだふれていないバの用法についていくつかみてみたい。

まず先の(13)(14)の例についてみてみよう。

(52) (=13) あと 2 メートル { ?^{登つたら}_{登れば}} 頂上だ。

(53) (=14) あと 1 ページ { ?^{読んだら}_{読めば}} やっと原書を 1 冊読了だ。

これらは, S_1 の実現がほぼ確定しているにもかかわらず, S_2 に焦点をおくタラは, きわめて不自然な例である。これは, S_2 の「頂上だ」「1 冊読了だ」といったことは S_1 が実現した結果の明白すぎる事柄であるために, 焦点たりうる情報としては不自然になるためと思われる。逆に, バがより自然なのは, バのもつとりたての働きがはっきりしているためだが, この場合におけるとりたては, 「2 メートル登ることが実現するかしないか」といったことではなく, 「あと100メートルや50メートルではなくあと 2 メートルだけだ」といったようなことであり, それがここにおけるバのもつとりたての対比強調の意味あいなのである。

次の例もタラが不自然なことについては同様に考えられる。

- (54) ここで落合に一発が出れば, 逆転サヨナラという中日ファンにとっては願ってもない場面となりました。
- (55) ここで桑田は, 長打が出れば, サヨナラのピンチを迎えます。
- (56) 今日小錦が勝てば, 貴の花の優勝はなくなります。

ただこの場合については、例えば、(54)の例についていえば、とりたての対象が、「一発が出るか出ないか」ともとれるし、「ヒットや長打ではなく一発が」ともとれると思われる。いずれにせよ、S₂の担っている情報量はきわめて乏しく、焦点はS₁のとりたてにあることははっきりしているとしてよいであろう。

さて、これまでの例は、すべて、バのもつとりたての対比的な意味あいが、S₁の真偽が問題になる場合であれ、勧誘や警告の場合であれ、比較的はっきりしているものであったが、とりたての対比的な意味あいがほとんど感じられないものもある。

いわゆる一般的なバの用法はそうである。

- (57) 3から2を引けば1です。
(58) 始めよければ終りよし。
(59) 彼は机に向かえば、居ねむりをはじめる。

個別的な用法においても、対比的なニュアンスがほとんど感じられないものがある。

- (60) 「その石はどうした？」

「研究所へ持っていってあります、血液の分析が終われば、本部に戻されるはずです。」
(内田康夫「倉敷殺人事件」)

- (61) 「上りにしろ、下りにしろ、第一列車が非常停止すれば、そのことはA T C地上信号機器室のコンピューターがキャッチする。…」
(新幹線多重衝突セヨ)

- (62) 「…河原崎だってバカじゃない。小娘への熱がさめれば、自分の立場を守るために何をするかわからない。」
(和久峻三「裁判長のたくらみ」)

- (63) 河原崎が退職し、後任の裁判長が赴任してくれば、あらためて審理を更新しなければならなくなる。
(「裁判長のたくらみ」)

しかしここで注意しなければならないことは、「S₁バ」には、とりたての対比的な働きがはっきり感じられるものと、そうでないものとの二つのタイプがあるが、この違いは、もっぱら S₁そのものの違いによるものであって、バそれ自体のもつとりたての働きという点では共通しているということである。他との対比がはっきりしているものについては、「相対的なとりたて」、そうでないものについては、「絶対的なとりたて」という命名をとりあえずすることにする。⁽⁶⁾ (60)–(63)のような個別的かつ絶対的なとりたての用法については、タラでおきかえても不自然さはそれほどでもないといえる。もっとも、バ構文が、S₁と S₂の因果関係を自分の意見として述べることに主張があるのに対し、タラ構文は、「S₁タラ」の時点における S₂の事態の提示に焦点があるという違いは依然として残ることはいうまでもない。

1.4.2.1. 次はタラであるが、まずは、S₂が「S₁タラ」の時点における発話時の話者の行動予定を表わす場合である。この場合、タラには何ら制限はないが、バについては、S₁が真偽が問題となりうる命題でなければならぬことはすでに(32)でみた通りである。ここではバが容認されない場合の、更なる事例をみてみることにする。

まずは、先の(15)(16)の、S₁が起こりえないことを話者が確信している例である。

(64)(=15) 巨人が { *優勝したら } 坊主になってみせます。

(65)(=16) あいつが北大に { *合格したら } 大通公園をはしからはしまで逆立ちして歩いてみせるよ。

(64)(65)においては、話者が S₁の実現しないことを確信しているが故に、S₂において実行不可能とも思える S₂の行動をやってみせるということが

可能になるのである。ところがこのような例においてバを用いると、 S_1 が真偽を問題にするに値する情報を含んでいる、つまり、巨人が優勝するかもしれないといったニュアンスが生じ、このことと、 S_1 の非実現の確信とが相入れない結果となるのである。

次は、 S_1 が話者の意志でコントロールできる動作を表すものである。⁽⁷⁾

(66) 京都へ { *行 け ば } 本願寺へ行くつもりです。

(67) 家に { *着 け ば } すぐに電話します。

(68) あと10枚 { *採点すれば } 一休みとしよう。

これらは話者の一連の行動予定ともいべきものであり、あくまで焦点は S_2 の行動にあるといえる。ところがこのような例でバを使うと、やはり、 S_1 の命題の真偽が問題となり、自分でコントロールできる動作でありながら、そのことに疑惑を抱くといった、この種の文脈ではおよそふさわしくないニュアンスが生じてしまう。

1.4.2.2. さてタラ構文には、バの勧誘の用法に対し、先の(7)(8)(9)のような、いわゆる警告を表す用法がある。

(69)(=7)) あぶない { *おとしたら } こわれるよ。

(70)(=8)) やめなさい。そんなことを { *すれば } お父さんにしかられますよ。

(71)(=9)) そんなものを { *たべたら } 病気になりますよ。

これらがタラしか容認できないことについては次のように考えられると思われる。

まず(69)-(71)のような例においては、ある生じてほしくない S_1 の事態が半ば起りつつあり、それを防ぐために、 S_1 が実現したときに、 S_2 という最悪の事態が生じることを知らせるあるいは脅すことによって、 S_1 を起こさせない、あるいはやめさせることにあるといえる。すなわち、この種の‘タラ警告文’における情報の焦点は、 S_2 の事態の提示にあるといえる。

また、 S_1 の動作については、確かに、コントロール可能な動作ともいえるが、 S_2 の事態を何ら考慮に入れたものではなく、 S_2 との関連でいえば、 S_1 の行動それ自体は、きわめて偶発的なもので、他との対比的意味あい、つまりとりたての意味あいは何ら持ちえていないといえる。よって、 S_1 の事態は「もし S_1 が起つたら」という客観的状況設定しかありえないということができると思われる。

一方、(69)のような文において、バを用いると、McGloin(1977:85)も指摘しているように、「一体どうしたらこわれるんだろう」という間にに対する答の文、すなわち、「落とせば簡単にこわれるよ」という「落とす」という行為をすすめる文になってしまう。これは、 S_1 の「落とす」がコントロール可能な動作であるために、バのもつとりたての働きによって、他との対比的な意味あいが強まったためと考えられる。

次は、聞き手ではなく自己に対する警告と解される例である。

(72) お父さんに { *知られたら } 困ります。

(73) みんなにじろじろ { *見られたら } はずかしいわ。

(以上、McGloin, 1977:186-7)

(74) 途中、雨に { *降られたら } 大変だ。

これらの例に共通していることは、 S_1 の事態の発生はきわめて偶発的な

ものであって、話者は、その事態の発生には何ら責任をもちえていないということである。よって S_1 それ自体は、(69)-(71)と同じく、他との対比的な意味あいは何らもちえず、とりたての対象とはなりえないということになる。⁽⁸⁾

先の‘バ警告文’が‘意見としての警告’であるのに対し、‘タラ警告文’は、現実世界において生じる S_2 の‘事実としての提示’に焦点をおいた‘事実としての警告’であるということがいえると思われる。結局この違いは、 S_1 がとりたての対象としてとらえられるかどうかということに帰因しよう。

次も同じように自己に対する警告の例であり、 S_1 が「…れたら」という受身の形で、 S_1 が偶発的な事態であることを示している。

- (75) 「ヤバいなあ、僕、あの日どこにいたんだろう。アリバイなんか
迅かれたら、はっきり証明できないんじゃないかなあ」
(「倉敷殺人事件」)

- (76) 警察のパトロールカーにでも見とがめられたら、職務質問を受け、
煩く聞かれるに違いない。 (「東京インフェルノ」)

- (77) 横江にしてみれば、もし、津田ひとみの口から真相がもらされた
ら、自分の身が危険にさらされるという判断があった。
(「死のハイテクビルパニック」)

警告を表す文とはいささか趣が異なるが、次のような S_2 で‘驚き’を表す文も、今まで述べてきた‘タラ警告文’と同質のものと考えられる。

- (78) (=18) { *行ったら } 驚くよ。

- (79) { *聞いたら } びっくりするよ。

- (80) 本を { *開いたら } もう大変。このハラハラ体験はあなたの人

生を変えるかもしれない。⁽⁹⁾

ここにおいても、S₁はS₂を考慮に入れた、意図的行為ではありえず、S₁それ自体に他の動作との対比的意味あいはないといえるが、そもそも、このような‘驚く’‘びっくりする’といったreactionの予想は、理屈や推論を越えた、事実としての記述でしかありえないとも考えられよう。

1.4.2.3. これ以外のタラ構文のタイプとしては、警告以外の、「S₁タラ」の時点でのS₂の事態の予想を表わすものがあるが、これは更に、(81)(82)(83)のように、S₁がコントロール不可能なものと、(84)(85)(86)のようにS₁がコントロール可能なものに分けられると思われる。

(81) 一雨きたら、涼しくなるだろう。

(82) 「警戒宣言が解除されたら、あらためて開催することもできょうし、何も、東京で開かなければならぬわけじゃない。」

(「東京インフェルノ」)

(83) 「私にしても、付き合っているうちに、本当に彼が好きになったら、結婚してもかまわないとは思っていたけど」(「Mの悲劇」)

(84) 少し休んだら気持ちよくなりますよ。

(85) 勇気をふるって、真淵にぶつかり、まっすぐあの人の目を見て話したら、きっとわかりあえる。(「Mの悲劇」)

(86) 「きみが、桂子ちゃんの居所を告白してくれたら、担当の検事さんだって、きっと、情状酌量してくれるに決まっているさ」

(「死のハイテクビル・パニック」)

これらにおいては、タラをバにかえても、それほど不自然さはないといえる。(81)(82)(83)の場合は、バにおきかえると、S₁は対比的な意味あいがほとんどないため、「絶対的なとりたて」のバと解釈されるが、S₁とS₂の内容からして、S₁とS₂の関係を自分の意見として述べることは可能

であると思われる。これは先の(60)-(63)の「絶対的なとりたて」のバの用法においては、タラにおきかえても容認可能であることと平行的な現象といえよう。

一方、(84)(85)(86)においては、 S_1 が意志でコントロールできる動作、 S_2 が望ましい事態を表わすため、タラをバにすると、 S_1 の行為をとりたてる勧誘のニュアンスが強まると思われる。

1.4.3. McGloinは、 S_1 に対する話者の態度が、negativeなときはタラが用いられ、述べられたsituationに対してpositiveなときはバが用いられるとしたが、これがあてはまるのは、「タラ警告文」と「バ勧誘文」の用法のみで、逆にタラにおいても勧誘的な用法があり、またバにおいて警告の用法があることはすでにみた通りである。

また、森田(1980:398)は、バ条件文は、 S_2 で条件設定をし、 S_1 でその解答を示すとしたが⁽¹⁰⁾、確かにこの分析は、「勧誘のバ」にあてはまるかもしれないが、「警告」あるいは「絶対的なとりたて」のバの用法には、この分析はあてはまらない。

このように、Murayama, McGloin, 森田の分析は、「 S_1 タラ・バ S_2 」構文の一部の特徴的な用法についての考察であって、タラ・バそのものの本質をとらえたものではないといえる。

では、タラ・バそのものの働きは何かといえば、すでに述べてきたように、「 S_1 タラ」は、話者のとりたての意図の介在しない、単なる未来のある時点という客観的な状況設定であるのに対し、「 S_1 バ」は、とりたてられた S_1 の状況設定そのものが話者の主張であり、また、とりたては発話時であることから、 S_1 の実現性が発話時において問題になっていると⁽¹¹⁾いうことができると思われる。

さて、今まで主に S_1 が未来を表わす場合について考察してきたが、 S_1

の動作が発話時に完了した次のような例についても、本稿の分析は有効であると思われる。

(87) ここまで{來たら}一人で帰れます。

すなわち、タラの場合は、いつの間にか一人で帰れる地点にたどりつき、もう帰れるという S_2 のほうに焦点があるのに対し、バのほうは、どうやらやっと帰れる地点にまでたどりついたというここまで来たことの実現を表す S_1 がとりたてられ、そこに話者の思い入れがあるといえる。

タラ・バの本稿の分析は、反実仮想を表わす英語の仮定法過去・仮定法過去完了に相当する用法にも有効であると思われるが、これについては、 S_1 が状態動詞である場合と関連して次号で述べることにする。

一註一

- (1) 使い分けが微妙になるのは、未来の仮定を表わす場合だけではないが、本稿では主に、いわゆる英語の直説法の条件文に相当する用法を扱う。
- (2) 英語には全く区別がないというわけではない。たとえば、次の a の英文は b の二つの日本語訳が可能である。

- a. If it rains tomorrow, I will stay at home.
b. もし、あす雨が{降つたら}家にいます。

この場合、タラ構文に相当する英文のwillは単純未来を表わし、バ構文に相当する英文のwillは意志未来を表わすと考えられる。

また次の c の英文は d のように訳されると思われる。

- c. If you boil water, it {turns
will turn} into steam.
d. 水を{沸かすと}、蒸気になる。

ここにおいては、英語のgeneralとparticularの区別は、willのあるなしによって区別されているといえる。

- (3) 宮島(1964:322)も『もっとせまい意味で「条件」とよべるのはバだと思われる。つまり前件と後件のあいだには多少とも必然的なつながりを予想し「～であれば…」の裏に同時に「～でなければ…」を暗示するような表現である。』と述べている。
- (4) 阪倉(1983:293)
- (5) 例えば次のようなS₁の実現が確定している文がある。

それよりもこの船は官庁船であるから、航海が終れば、使用した薬から注射液からみんなキチンと数えて報告書を出さねばならぬ。(北杜夫「どくとるマンボウ航海記」)

ここにおいては、S₁の対比的なニュアンスはほとんど感じられず、また、S₂が話者の未来の行動予定を表わしているともとれる。しかし、この例でバが必要なのは、「S₁バS₂」全体が話者の意見を述べる文であるためと思われる。このバは、§1.4.1.3.でふれる「絶対的なとりたて」のバと考えられる。

- (6) 「絶対的なとりたて」と「相対的なとりたて」という考えは、「は」の本義はとりたてとする北原(1981:263)による。結局、ここでのバの二つのとりたての機能は、ハの二つのとりたてに由来するものと考えられる。バがハから由来していることを考えれば、このことは十分納得のいくことと思われる。

もっとも、「絶対的」と「相対的」の区別ははっきりしたものではなく、多分に連続的なものと考えてよいであろう。

- (7) このことと関連して思い出されるのは、久野(1973:113)の『S₁タラS₂において、S₂が過去の出来事を表わす場合には、S₁とS₂との間に、S₂の主語による意図的な時間的前後関係があつてはならない』とする制約である。

{ *学校に行ったら、勉強した。
 *家に帰ったら、ごはんを作った。

確かにこのことがあてはまるのは過去の出来事を表わす場合だけのように思われる。次の文に何ら不自然なところはない。

{ 学校に行ったら勉強するだろう。
 家に帰ったらごはんを作るだろう。

久野はなぜこのような制約が存在するのかについては触れていないが、もしこの制約が過去の出来事を表わす場合にしか適用しないというのであれば、ではなぜ未来を表す文に適用されないのかという疑問が生じる。いずれにせよ、この制約の存在理由が求められるが、これはタラ構文一般に課せられる制約という観点から説明できると思われる。

すなわち、「 S_1 タラ S_2 」構文においては、焦点はあくまで「 S_1 タラ」の時点において生じた S_2 の事態の記述にある。ところが、過去の意図的・計画的行動というものは、現在の時点からみれば、いわば一連の連續した行動であって、あえて、「 S_1 タラ」の時点で何が起きたかと S_2 に焦点をおくのが不自然なのである。

しかし、未来のできごとというものは、話者の意図的・計画的な行動であっても、予定は未定といわれるよう、実際何が起こるかわからず、 S_2 での行動予定は、焦点となるに値する十分な情報をもっているということになる。

- (8) ここで(72)-(74)における S_1 は、(45)-(51)のように、 S_1 の実現性が問題になるのではないかという疑問が生じるかもしれない。しかし、(72)-(74)の S_1 と(45)-(51)の S_1 では、 S_1 の性質が異なっているように思われる。すなわち、(45)-(51)における S_1 の命題は、その命題の真偽値を内包しているといえる、つまり、時がたてば、真か偽かが判明する命題であるのに対し、(72)-(74)における S_1 は、 S_1 の事態が生じるか生じないかであって、生じた時のみが問題であり、生じない時と対比されているとは考えにくく、 S_1 それ自体は、真偽値を内包していないと考えられる。

McGloin は(72)(73)のほかに、次の例文をあげている。

いつものように遅く { *なつたら } 大変だ。

しかしこの場合の S_1 の命題は、真偽値を内包していると考えられ、(72)(73)に比べれば、容認性はやや高いように思われる。

もっとも、この問題については更なる検討を要しよう。

- (9) シドニー・シェルダン『血族』の宣伝文句。
- (10) 森田は、「酒を飲めば、顔が赤くなる」を「どうすれば顔が赤くなるか→酒を飲めば顔が赤くなる」と分析しているが、少なくともこの例は、習性を表わすいわゆる「絶対的なとりたて」のバととるほうが自然であって、「 S_2 で条件設定、 S_1 で仮定的解答を示す」例としては、ふさわしくないと思われる。
- (11) 「 S_1 バ」が更に S_1 を強める「…さえ…ば」の形をとるのは自然な成りゆきといえ

日本語の条件文について

る。

- (12) もっとも、このことが、典型的に成り立つのは、 S_1 かnot- S_1 かがとりたての対象になっている場合と思われる。

〈参考文献〉

- 井上和子(1983).『日本語の基本構造』 講座現代の言語、第1巻。三省堂。
北原保雄(1981).『日本語の文法』 日本語の世界、第6巻。中央公論社。
久野暉(1973).『日本文法研究』 大修館書店。
阪倉篤義(1983).『改稿日本文法の話 第二版』 教育出版。
時枝誠記(1978).『日本文法口語篇(改版)』 岩波書店。
永野賢(1975).「もしも私が家を建てれば…」の文法 — 条件表現「ば」「と」「たら」「なら」—『日本文法の見えてくる本』 新・日本語講座、第2巻。汐文社。
宮島達夫(1964).「バとトとタラ」『口語文法の問題点』 講座現代語、第6巻。明治書院。
森田良行(1980).『基礎日本語2』 角川書店。
Hinds, J. and Tara, W.(1976). "Conditions on Conditionals in Japanese," *Papers in Japanese Linguistics* 4, 3-11.
McGloin, N.H.(1977). "The speaker's attitude and the conditionals *to*, *tara*, and *ba*," *Papers in Japanese Linguistics* 5, 181-91.
Murayama, Y.(1985). "The condition and the use of the conditionals *to*, *tara*, and *ba*," *Papers in Japanese Linguistics* 10, 116-148.
———(1990). "The Speaker's Presupposition and Conditional Sentences,"
『英語学論説資料』 22. 第一分冊。507-13.